

第4章 医薬品等の供給

1 事前の備え

(1) 県（宮城県医薬品卸組合）

県は、宮城県医薬品卸組合と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要なとする医薬品、医療資機材については、医薬品卸売業者がランニングストックとして確保します。

(2) 県（関係団体）

県は、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域支部及び宮城県医療機器販売業協会と、災害急性期以降も含めた医療救護活動に必要な医療ガス等を供給できるよう、あらかじめ協議し、体制を整備します。

(3) 県保健所

災害時に地域災害医療支部の事務局となる県の保健所は、管内市町村と医薬品の供給体制や、供給の要請方法等について確認の上で共有します。

(4) 市町村

市町村は、医療救護所等で使用する医薬品等を確保できるよう、県地区薬剤師会とあらかじめ必要な協定等を締結する等、緊急時の対策を講じることに努めます。

(5) 医療施設

各医療施設においては、災害発生時に入院患者等に必要な医薬品等について、可能な限り備蓄に努めるとともに、災害発生時の調達方法について、取引先の卸会社等とあらかじめ必要な協定等を締結する等、緊急時の対策を講じることに努めます。

2 医薬品集積所の設置（図4-1）

県は県災害医療本部薬務班の判断により、支援物資の医薬品等を集積するため、一次医薬品集積所を設けます。必要に応じて、県災害医療本部薬務班の判断により、地域災害医療支部ごとに二次医薬品集積所を設けます。なお、医薬品の供給や、これを目的とした集積を行うには医薬品販売業の許可が必要であり、県は当該許可を有していませんが、災害発生時には、厚生労働省から特例的取扱いの通知等（p 50⑥と同内容）が発出されることにより、当該許可がなくても地方公共団体、病院、診療所及び薬局間で医薬品等の融通を行うことが可能となりますので、災害時には速やかに通知等の発出を確認し、発出されていない場合は、県災害医療本部薬務班が厚生労働省に発出の見込みを確認することとします。

集積される物資には、医療用医薬品のほか、一般用医薬品、医薬部外品や衛生資材などが考えられ、供給元も民間等からの支援物資のほか、状況によっては国供給品、災害救助のための物資や流通調達したものを保管することも想定されるので、それぞれ適切に区分して管理します。

(1) 一次医薬品集積所

ア 県災害薬事コーディネーターは、県災害医療本部薬務班による指示のもと、（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会等の協力を得て、一次医薬品集積所を管理・運営します。

イ 一次医薬品集積所に派遣された薬剤師は、県災害薬事コーディネーターによる指示の下、県災害医療本部薬務班からの要請に基づき国等から供給された医薬品等を仕分け・管理し、要請のあった二次医薬品集積所、医療救護施設等に供給します。

ウ 県災害薬事コーディネーターは、医薬品等の品目・量が不足し、二次医薬品集積所等からの供給要請に応諾することが困難な場合は、県災害医療本部薬務班に確保を要請する等、一次医薬品集積所に適切な品目・量の医薬品等を保管できるよう努めます。

エ 県災害薬事コーディネーターは、一次医薬品集積所に入庫した医薬品等及び二次医薬品集積所等に供給した医薬品等の品目・量等を、県災害医療本部薬務班に定期的に報告します。

(2) 二次医薬品集積所

ア 地域災害薬事連絡調整員は、地域災害医療支部事務局による指示のもと、県地区薬剤師会等の協力を得て、二次医薬品集積所を管理・運営します。

イ 二次医薬品集積所に派遣された薬剤師は、地域災害薬事連絡調整員による指示の下、一次医薬品集積所から供給された医薬品等を仕分け・管理し、要請のあった医療救護施設等に供給します。

ウ 地域災害薬事連絡調整員は、地域災害医療支部が収集した情報をもとに、支部管内で不足する医薬品のリスト（品目、数量等）を作成し、一次医薬品集積所に供給を要請します。

エ 地域災害薬事連絡調整員は、一次医薬品集積所から供給された医薬品等及び医療救護施設等に供給した医薬品等の品目・量等を、地域災害医療支部事務局に定期的に報告します。

(3) 支援物資の医薬品等の受け入れ

ア 県災害医療本部薬務班は、支援物資の医薬品等の提供の申し出があった場合は、その必要性について判断し、必要と判断される場合は受け入れを行います。

イ 県災害医療本部薬務班は、必要性の判断に当たっては、地域災害医療支部を通じて、市町村のニーズを確認します。

ウ 県災害医療本部薬務班は、市町村において緊急に必要ではないが、在庫等とするために必要なニーズをあらかじめ情報収集し、一覧にまとめておくことで、迅速なマッチングを行います。

エ 県災害医療本部薬務班が災害の規模・態様により、支援物資の医薬品等の受け入れの必要がないと判断するときは、支援物資を受け入れないこととします。

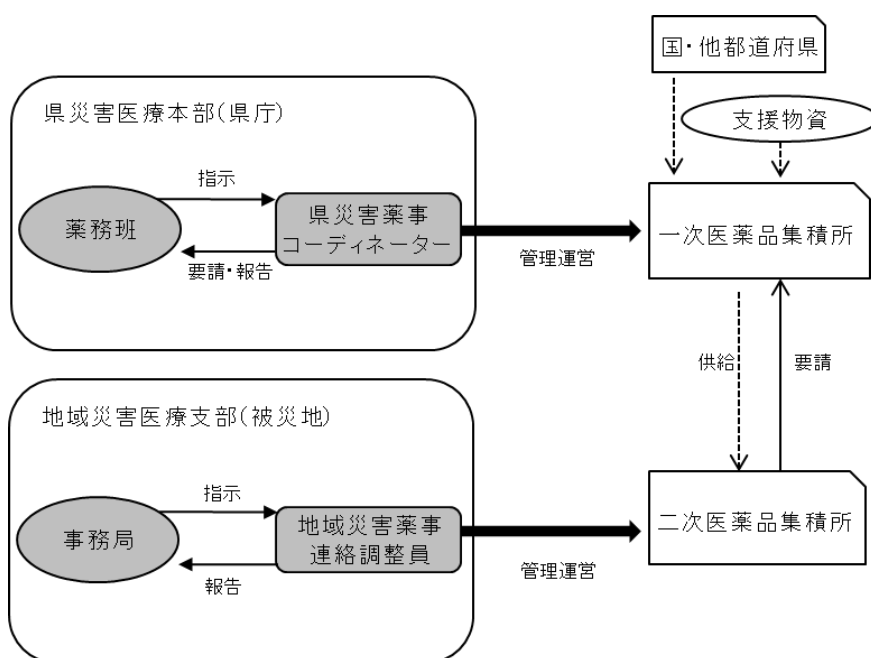
オ 一次医薬品集積所あるいは二次医薬品集積所の在庫管理従事者は、在庫の情報を、医薬品集積所を管理・運営する県薬事コーディネーターあるいは地域災害薬事連絡調整員に報告します。

(4) 医薬品集積所の閉鎖

ア 県災害医療本部薬務班は、医薬品等の在庫状況、市町村からの供給要請等の状況を踏まえた上で、県災害薬事コーディネーター等と協議し、医薬品集積所を閉鎖します。

イ 医薬品集積所に残存している医薬品等は、県災害医療本部薬務班が返品、廃棄等の処理を行います。

図 4-1 : 医薬品集積所の概要



3 医薬品等の供給（※仙台市は、「地域災害医療支部事務局」を「県災害医療本部薬務班」と読み替えるものとします）

(1) 医療救護施設等（図4-2）

ア 市町村派遣医療救護班（医療救護所）及び各市町村が開設する避難所は市町村災害対策本部に、DMAT等の医療チーム、県派遣医療救護班・薬剤師チーム等、医療機関及び薬局については地域災害医療支部事務局に医薬品等供給要請書（様式3）により供給を要請します。

イ 災害急性期等においては、DMAT等の医療チーム、県派遣医療救護班・薬剤師チーム等、災害拠点病院等については、県災害医療本部薬務班に供給を要請する等、円滑に医薬品等を供給できるよう流動的に取り扱います。

ウ 要請元は、要請先から応諾の連絡があれば、指定された場所で医薬品等を受領します。医薬品等の輸送手段の確保が困難な場合は、要請元が輸送手段・場所・時間等について要請先と調整します。

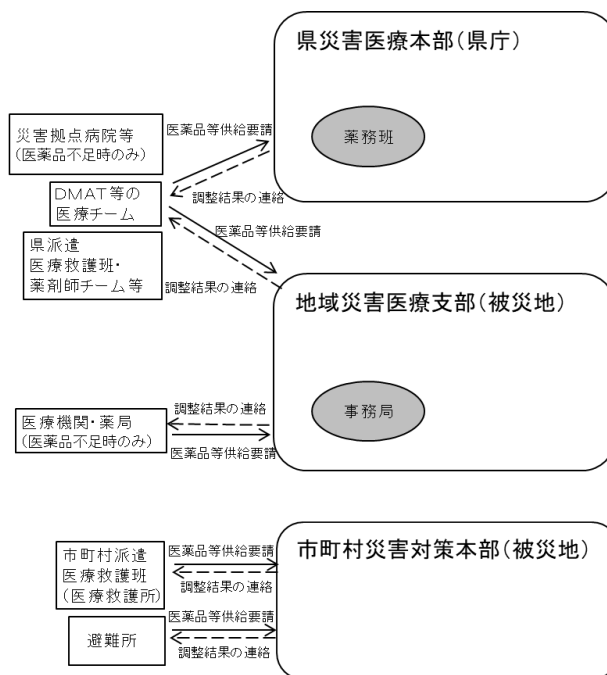


図4-2：医療救護施設等による医薬品等の供給要請フロー

(2) 市町村災害対策本部（図4-3）

ア 市町村災害対策本部は、市町村派遣医療救護班（医療救護所）及び各市町村が開設する避難所から医薬品等の供給要請を受けたとき、市町村内の卸機能が復活している場合は、直接医薬品等卸売業者に発注します。

イ 市町村災害対策本部は、市町村内の卸機能が停止している場合で、県地区薬剤師会と医薬品等の供給に関する協定を締結している場合は、協定に基づき県地区薬剤師会会員薬局に供給を要請します。

ウ 市町村災害対策本部は、市町村内で供給が困難な場合は、地域災害医療支部事務局に様式3により支援を要請します。

エ 市町村災害対策本部は、要請先から応諾の連絡があれば、応諾内容を要請元に様式3により連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、市町村災害対策本部が輸送手段・場所・時間等について要請元や地域災害医療支部事務局と調整します。

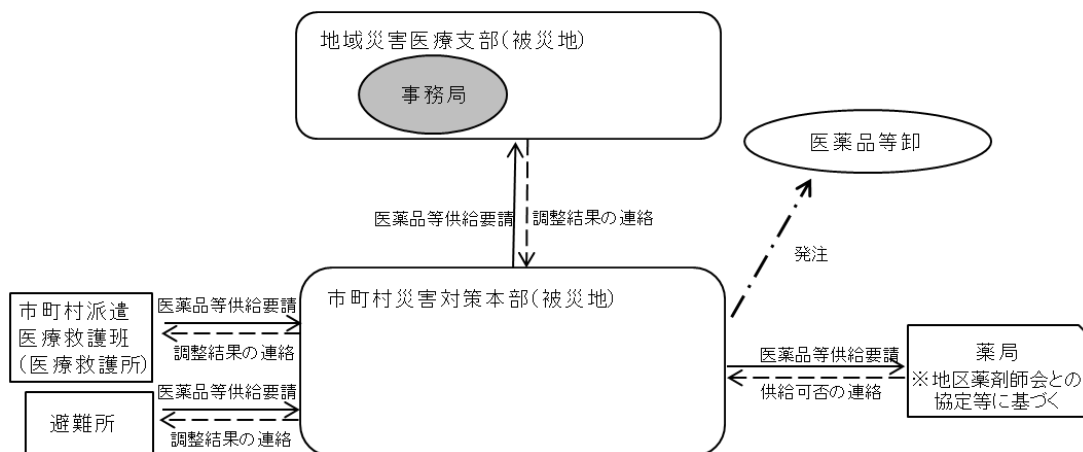


図4-3：市町村災害対策本部を中心とした医薬品等の供給フロー

(3) 地域災害医療支部 (図4-4)

- ア 地域災害医療支部事務局は、支部管内の市町村派遣医療救護班（医療救護所）及び市町村が開設する避難所からの要請を取りまとめている市町村災害対策本部、またはDMAT等の医療チーム、県派遣医療救護班・薬剤師チーム等、医療機関及び薬局から医薬品等の供給要請を受けたときは、管内の卸機能が復活している場合は、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。
- イ 地域災害医療支部事務局は、管内の卸機能が停止している場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品を供給します。
- ウ 地域災害医療支部事務局は、支部管内で供給が困難な場合は、県災害医療本部薬務班に様式3により支援を要請します。
- エ 地域災害医療支部事務局は、県災害医療本部薬務班から応諾の連絡があれば、応諾内容を要請元に様式3により連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、地域災害医療支部事務局が医薬品等の輸送手段・場所・時間等について、要請元や県災害医療本部薬務班と調整します。また、緊急輸送の必要があるにも関わらず輸送が困難な場合は、地域災害医療支部事務局が県災害医療本部薬務班にヘリコプター等による輸送を要請します。

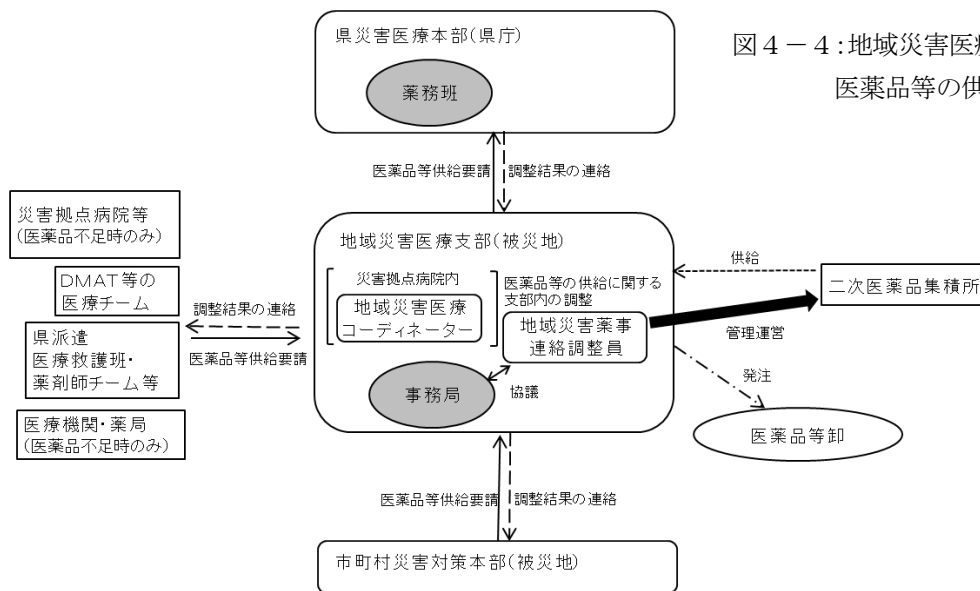


図4-4:地域災害医療支部を中心とした医薬品等の供給フロー

(4) 県災害医療本部 (図4-5)

- ア 県災害医療本部薬務班は、地域災害医療支部事務局または災害急性期等においては、DMAT等の医療チーム、県派遣医療救護班・薬剤師チーム等及び災害拠点病院等から医薬品等の供給要請を受けたときは、県内の卸機能が復活している場合は、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。
- イ 県災害医療本部薬務班は、県内の卸機能が停止している場合は、原則として①～③の順に供給を調整あるいは要請します。
 - ①一次医薬品集積所の支援医薬品等、供給申し出のある支援医薬品等を供給
 - ②宮城県医薬品卸組合、宮城県医療機器販売業協会、(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域本部、宮城県赤十字血液センターに医薬品等の供給を要請
 - ③国又は他の都道府県に医薬品等の供給を要請
- ウ ②及び③の場合、医薬品等の供給について応諾を得ることができれば、県災害医療本部薬務班は、要請元に様式3により応諾内容を連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、県災害医療本部が医薬品等の輸送手段・場所・時間等について要請元と調整します。

エ ヘリコプター等による医薬品等輸送の必要がある場合（地域災害医療支部から要請があった場合を含む）、県災害医療本部薬務班は、その確保を県災害対策本部に要請します。

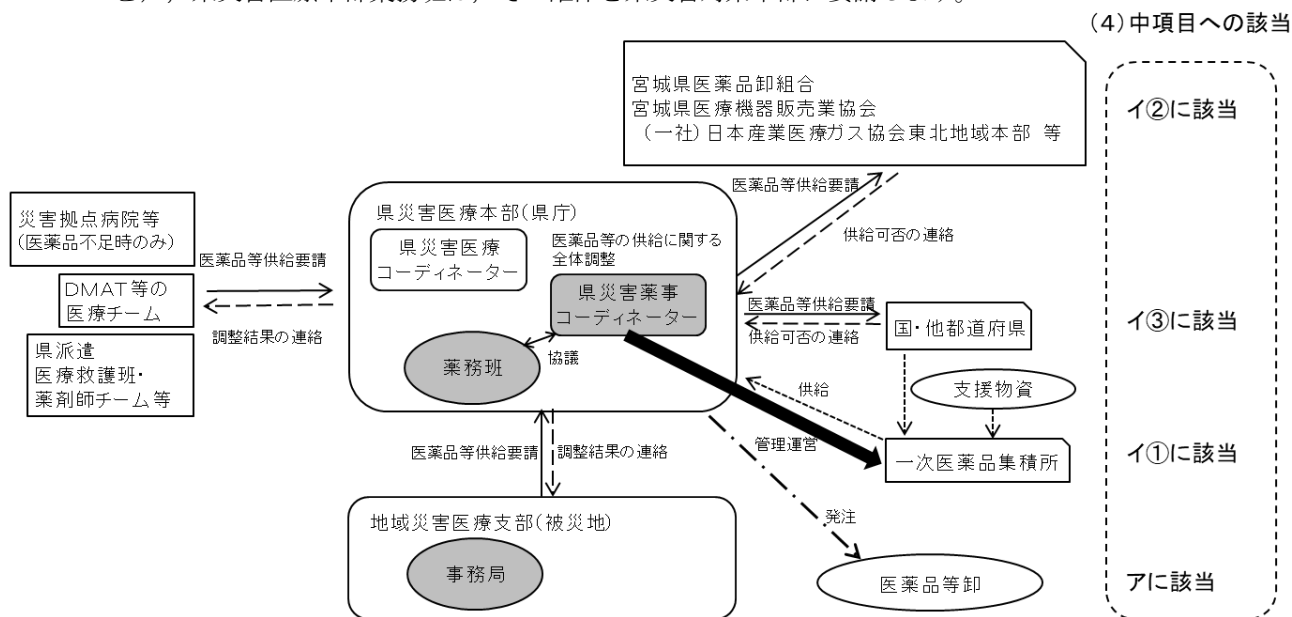


図4-5：県災害医療本部を中心とした医薬品等の供給フロー

(5) 医薬品等の配送体制

ア 災害発生時には、医薬品等を運搬する車両が緊急交通路の通行が可能となるように、当該車両の利用者は、警察本部、警察署又は広域交通検問所に既に交付されている緊急通行車両等事前届出済証を提示し、災害対策基本法施行規則別記様式第3の標章（確認標章）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けます。

イ 災害急性期の燃料、人手の不足、交通遮断等により、医薬品等の配送手段の確保が困難である場合は、県災害医療本部薬務班が災害対策本部事務局へ運用調整グループと調整の上、ヘリコプターを活用する等のほか、県災害医療本部薬務班は、（公社）宮城県トラック協会等に配送を依頼します（県と（公社）宮城県トラック協会及び赤帽宮城県軽自動車運送協同組合はそれぞれ、緊急物資の輸送に関する協定を締結している。）。

ウ 県及び保健所は一次医薬品集積所及び二次医薬品集積所の医薬品等の配送方法について、関係者と協議しておきます。

(6) 保険薬局

医療救護班等の医師が発行した災害処方箋により、保険薬局等が被災者に対して調剤された医薬品を供給します（p30第7章参照）。

4 医薬品等の供給決定

(1) 供給の決定（図4-6及び4-7）

- ア 県災害医療本部薬務班は、地域災害医療支部事務局等からの供給要請に係る情報とともに、各協定を締結している関係団体等からの供給応諾等に係る情報を集約し、県災害薬事コーディネーターと協議し、地区単位の供給先の割り振り（地域災害医療支部以外からの要請の場合は詳細な供給先の割り振り）を行います。
- イ 県災害医療本部薬務班は、調整結果を、地域災害医療支部事務局に連絡します（地域災害医療支部以外からの要請の場合は、要請元に連絡）。
- ウ 地域災害医療支部事務局は、地域災害薬事連絡調整員と協議し、県災害医療本部薬務班から割り振られた医薬品等の詳細な供給先を決定し、県災害医療本部薬務班に報告します。
- エ 管内で供給調整が可能な場合は、地域災害医療支部事務局は、ウと同様に供給先を決定します。

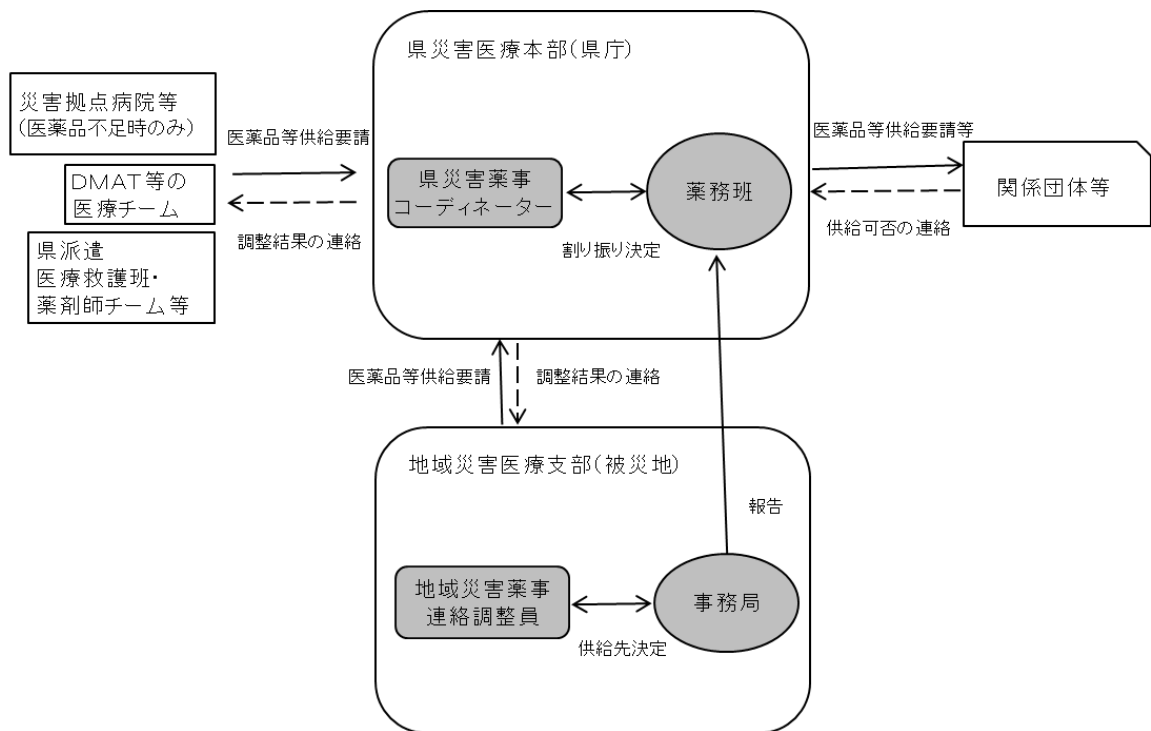


図4-6：医薬品用の供給決定プロセス（管内で調整が不可能な場合）

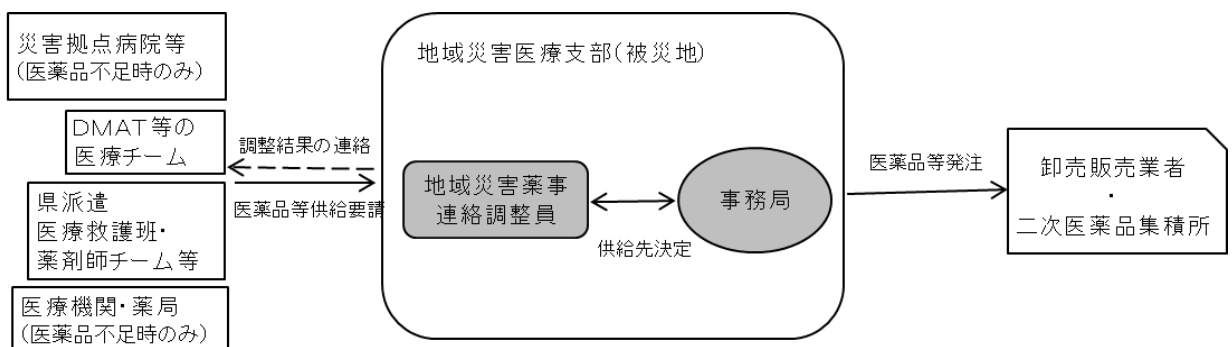


図4-7：医薬品用の供給決定プロセス（管内で調整が可能な場合）

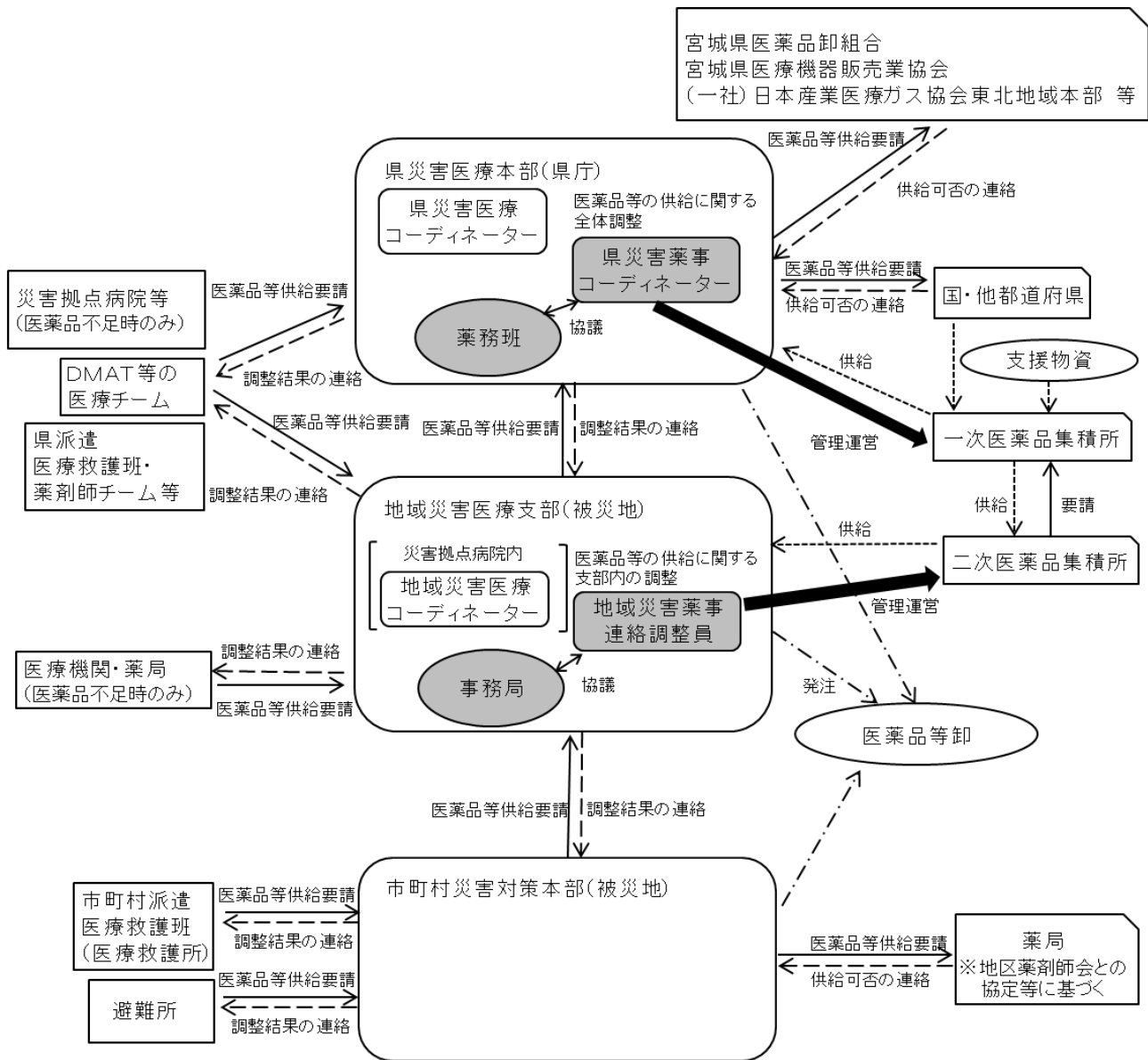


図4-8：医薬品等の供給フロー全体図